

【令和8年8月千葉豪雨による災害関係】

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

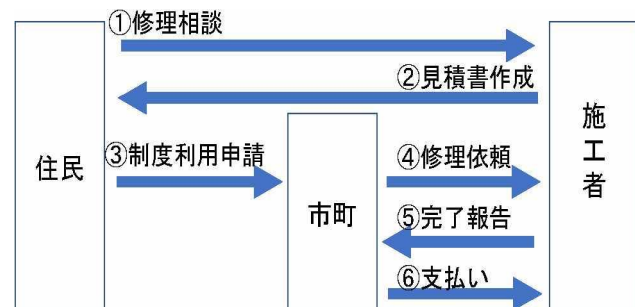
概要

「応急修理制度」は、令和8年8月千葉豪雨により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町が修理業者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、ご自身で修理業者を選定し、修理の箇所や内容を調整のうえ、市町に申し込んでください。

選定された修理業者に対し、市町が修理を依頼します。



イメージ図 大まかな修理(手続き)の流れ

★応急修理の注意事項

- ・豪雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
※豪雨により被害を受けたことがわかるように工事前の写真を撮影してください。（裏面）
- ・住宅が半壊以上の被害を受け、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる場合は応急仮設住宅（みなし仮設）との併用が可能です。詳細については市町の担当窓口にご相談ください。

対象区域・対象者

対象区域：災害救助法が適用された20市4町（千葉市を除く※）

市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、富里市、山武市、酒々井町、九十九里町、白子町、長柄町

（※千葉市は直接災害救助を実施）

対象者：大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の被害認定を受けた世帯

（全壊の場合は、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象）

費用の限度額（1世帯当たり）

大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：757,000円以内

準半壊の場合：367,000円以内

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

災害発生日（令和8年8月13日）より3月以内（状況に応じ延長の場合あり）

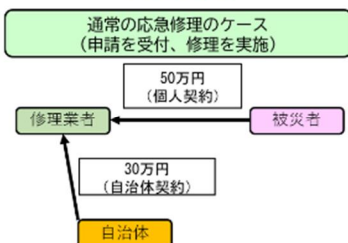
事前着工に関する留意事項

既に修理に取りかかっているが、支払っていない場合は、**応急修理の対象**となります。

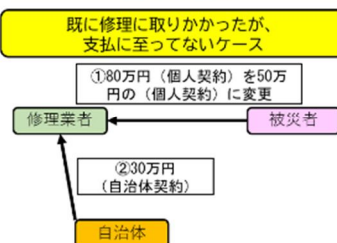
既に修理が完了し、業者に支払ってしまった場合は、**応急修理の対象外**となります。

「準半壊」の罹災証明書を受けた被災者が、修理総額80万円の工事について、30万円分を応急修理として行う場合

◎対象

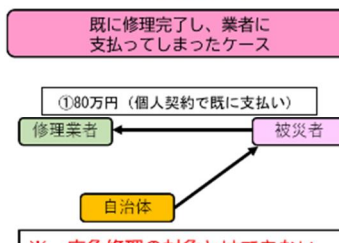


◎対象



※被災者が既に工事を発注している場合であっても、修理業者に変更契約（80万円→50万円に変更）に応じて貰える場合には、自治体は応急修理の対象として差し支えない。

×対象外



※応急修理の対象とはできない。
〔災害救助法の応急修理は、行政が修理業者に修理費用を支払うスキームであり、既に支払いが済んだ被災者の費用の補てんをすることはできない。〕

制度利用にあたっての注意事項

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



内閣府防災担当

応急修理制度の利用にあたっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくにあたっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影にあたっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。

メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。

- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。

片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。

- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

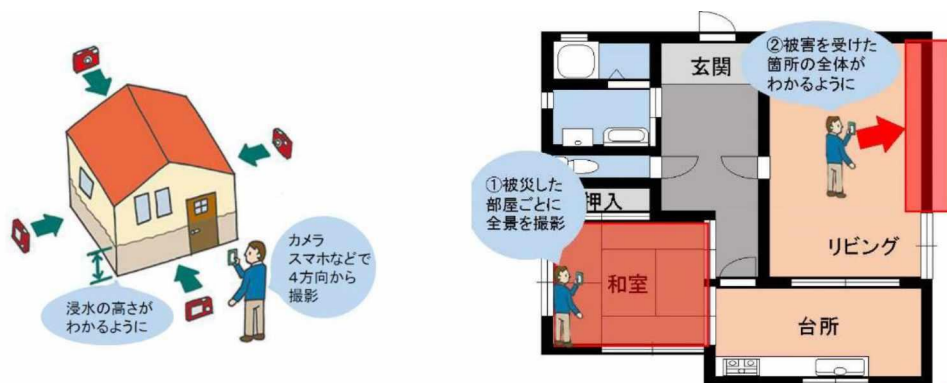
- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう

- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう

応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



※ 床上の浸水高さなど、令和8年8月千葉豪雨によって住宅が被害を受けたことが 分かるように撮影してください。